

## 飯田市環境保全条例施行規則の改正(第 13 条の削除)について

飯田市役所環境課

### 1 案件の概要

- (1)飯田市環境保全条例施行規則(昭和 49 年飯田市規則第 6 号)第 13 条を削除する。
- (2)実施時期 令和 3 年 7 月 30 日
- (3)改正に係る案文 別紙のとおり

### 2 飯田市環境保全条例施行規則第 13 条(駐車施設の油水分離槽)の本文

飯田市上郷黒田、飯田市上郷飯沼又は飯田市上郷別府の区域内における自動車の駐車のための施設(駐車のために供する部分の面積が 100 m<sup>2</sup>未満のものを除く。以下「駐車施設」という。)には、4 槽以上の油水分離槽で適切な規模のものを設置するものとする。ただし、法令の規定により、油水分離槽等の設置の義務のある場合はこの限りでない。

### 3 飯田市環境保全条例施行規則第 13 条(駐車施設の油水分離槽)の概要

この規則は、上郷町時代に定めた規則で、合併により平成 6 年に引き継がれました。

「上郷地区における 100 m<sup>2</sup>以上の駐車場においては、油水分離槽(油と水を分離させる浄化槽)を設置すること」を規定するものであり、過去に駐車場に停めてあったトラックから燃料漏れが発生し、下流の農地に影響が発生した事案に由来しています。

### 4 飯田市環境保全条例施行規則第 13 条(駐車施設の油水分離槽)を削る趣旨

- 車両性能の向上等により近年駐車場において油漏れ事故は発生していない。
- 上郷地区のみの駐車場における油漏れを想定した規則であり、他地区との整合性がとれない。
- 生活雑排水や事業排水を公共用水域に排出する場合は、別の規則※により簡易浄化槽等の設置が義務付けられている。

※飯田市環境保全条例第 12 条(簡易浄化槽等の設置義務)

生活雑排水及び事業排水を公共用水域に排出しようとする者は、適切な規模の簡易浄化槽その他水質の汚濁を防止するための設備で市長が規則で定めるもの(以下「簡易浄化槽等」という。)を設置しなければならない。

以上から、削除することが望ましいというものです。

お問い合わせ 飯田市役所環境課環境保全係

代表電話番号 22-4511(内線 5463) 直通電話番号 22-6344 fax22-4673

メール ikankyou@city.iida.nagano.jp